

令和 8 年中標津町議会 6 月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	10 番 宗 形 一 輝 (P 2 ~ P 5)	1 基幹産業と町民生活を守るため町有林の整備を
2	11 番 江 口 智 子 (P 6 ~ P 11)	生命（いのち）の安全教育を子どものセーフティネットに 1 生命（いのち）の安全教育への取り組み状況は 2 ネットリテラシー教育の推進を
3	4 番 長 渕 豊 (P 12 ~ P 18)	道路沿線木の事後復旧型から予防保全型への管理体制を 1 倒木によるリスクの把握等は 2 危険木への事前対応の考えは 3 関係機関との情報共有体制は 4 予防保全型への管理体制は
4	12 番 高 橋 善 貞 (P 19 ~ P 22)	マイマイガ大量発生対策を 1 今年的大量発生前に対策の周知を 2 公共施設外灯を蛾を寄せ付けないLED化に 3 今後の大量発生を見越した街路樹・公園樹木等の防虫対策が必要では
5	8 番 佐久間 ふみ子 (P 23 ~ P 30)	不登校支援強化の取り組みを 1 校内空教室を活用した校内教育支援室の設置を 2 メタバースを活用した「第三の居場所づくり」の導入を 3 不登校支援ガイドブックの作成を
6	15 番 松 村 康 弘 (P 31 ~ P 36)	1 災害時要援護者に実効ある対応体制の構築を
7	9 番 松 野 美哉子 (P 37 ~ P 40)	1 格子状防風林をシティプロモーションの戦略に
8	3 番 栗 栖 陽 介 (P 41 ~ P 44)	子どもの主体的な学びと地域の担い手育成につながる「ラーケーション」の研究を 1 学校外での「子どもが主体となる学び」の教育的価値を 2 学びの質の担保と学習の影響への対応を
9	13 番 佐 野 弥奈美 (P 45 ~ P 54)	職員の定着促進と働きたい職場づくりを 1 若手職員定着と中途退職防止及び人材育成の取り組み状況は 2 働き方改革と業務効率化の推進を 3 住民対応における職員を守る体制整備を

令和 8 年 6 月 定例会一般質問

通告 1

質問 基幹産業と町民生活を守るため町有林の整備を

答弁 安全性と防風機能の両立を図ってまいります

10 番 むねかた 宗形 かずき 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

10 番、宗形一輝です。基幹産業と町民生活を守るため町有林の整備をについて質問させていただきます。

昨年 12 月の暴風雪により町有林の樹木が倒れ、電線に接触したことで停電が発生いたしました。

また、倒木によって道路が塞がれ、生乳を運搬するトラックが通行できなくなる事態が発生いたしました。このため、町民自ら最低限通行できるよう倒木を切断し、応急的な対応を行ったとのことです。

私はその後、担当部署にも状況を確認いたしましたが、当該箇所については、令和 8 年度に倒木のあった現地調査を行い、その後、剪定作業を進める計画との説明を受けました。

しかしながら、この問題は単なる森林整備の遅れという話ではなく、町民の生命・財産・生活基盤に直結する重大な問題であると考えています。

さらに、ここの倒木があった地区の町内会からは、4 年前から暴風等による危険性について要望が出されていたとの話も伺っております。仮にその危険性が認識されていたにもかかわらず十分な対策が講じられていなかったとすれば、今回同様の事故が発生した場合、町として管理責任が厳しく問われる可能性があります。

まず、道路の安全な通行を確保することは道路管理者の重要な責務です。倒木によって道路が通行不能になり、物流や住民生活に重大な支障が生じることが予見できるにもかかわらず、必要な維持管理がなされていなかった場合には、道路管理責任の問題が生じ得ます。

また、町有林は町が所有し管理する公有財産です。危険木の存在が把握できたにもかかわらず適切な管理が行われず、結果として停電、道路閉鎖、物的損害、人身事故等が発生した場合には、国家賠償法 2 条に規定される、公の営造物の設置または管理の瑕疵が問われる可能性も否定できません。



今回は幸いにも大きな人的被害には至らなかったようですが、仮に倒木の直撃による死亡事故や重大事故が発生していた場合、町は極めて重い責任を負うことになりかねません。

特に本町は酪農を基幹産業としております。生乳は毎日集荷されるものであり、道路の寸断や停電は単なる不便ではなく、生産活動そのものに直接影響を及ぼします。町民生活だけでなく地域経済全体への影響も考慮しなければなりません。

災害は防ぐことはできません。しかし、災害による被害を最小限に抑えるための備えと管理は行政の責務です。

町民が安心して生活できる環境を守るためにも、また、本町の基幹産業である酪農を守るためにも、危険箇所を把握し町有林の整備を早急に進めるべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

【答弁：経済部長】

宗形議員御質問の基幹産業と町民生活を守るため町有林の整備をにつきまして御答弁申し上げます。

当町の森林整備においては、現在、伐期を迎えた町有林年間約 10 ヘクタールを皆伐し、翌年度に準備地拵え工事、その翌年の春には造林工事の実施と 1 箇所当たり 3 箇年のサイクルで計画的に更新作業を進めております。

森林整備と並行して、従来より巡視・支障木伐採を実施しているほか、毎年、各町内会から、まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書を通じ、木のせり出しや危険木の伐採に関する御意見を受けており、都度、担当係が現場確認を行い危険性を判断の上、枝払いや支障木伐採などを適宜実施しております。

そのような中、昨年 12 月の暴風雪に伴う倒木により、停電・道路閉塞が生じ酪農を含む町民生活及び生産活動に影響が出たことは承知しており、既に現地調査を終え、今年度中に工事を発注する予定となっております。

道路の安全確保と公有財産の適切な管理は行政の責務であり、管理瑕疵が問われることのないよう、道路の安全確保並びに停電などによる生産活動への影響を最小化するため、今後も引き続き点検を実施いたします。

特に生乳集荷路線は最優先区間として点検を行い、危険木を確認した際には国や道、電力会社などの関係機関に報告し早期対応を依頼してまいります。

引き続き、町有林の適切な管理と関係機関と連携した倒木被害の未然防止に努め、安全性と防風機能の両立を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：宗形 一輝 議員】

10 番、宗形一輝です。再質問させていただきます。

答弁では3箇年サイクルで10ヘクタールずつちゃんと切って整備しているよということ、町内会からそういう要望があったら、しっかり係が現場に出向いて確認していくというような答弁、町がしっかり管理されているなというふうには思うんですけども、やっぱり町内会から4年間要望があったと。そのほかにも町民からですね、あそこは危険だから早くやってほしいという、町民からは直接的なそういう言葉でいただきました。

最近はちょっと自然災害がすごく多くなってきて、予測ができなくなっているっていうのもあるんですけども、やっぱり基幹産業である中標津町の酪農を守るために、しっかりそういうことが起きないように管理していく必要がある。

例えば町の施設とかで言いますと、やっぱり危険が生じればすぐ補正予算でも組んで、しっかり対応していくというような町の姿勢だったと思います。それも立木も同じようなことだと思うんですね。

やっぱり今回は倒木してしまって停電が起こってしまって、トラックが運搬できなくなってしまったという事例ですけども、やっぱりそういうことが起きないように、日頃からこういう防風雪とかにしても管理していかなければならないと思います。

そこでですね、町はこの危険性について少し要望があったようですけども、放置していたことにより、例えば北電さんの電線が切れてしまったとか、町民に損害が出てしまったっていうことについて町は認識していたのか。さらに本事件について、町としてどのように振り返っているのかお聞かせください。

【答弁：経済部長】

宗形議員の再質問についてお答えいたします。

今回の暴風雪の被害によります倒木につきましては、現場からすぐ連絡をいただきまして把握もしておりましたし、すぐ対処して危険な箇所については除却をしたというところでございます。

その前から、その町内会からは枝が電線にかかっていますよとか、道路側に木が数本倒れていますよっていうことは言われていましたので、それについては適宜、迅速に除却をして、そういう被害が広がらないように努めてきました。

ただ災害ですから、今まで立っていた防風林が倒れる、ああいうふうに大きく倒れるところまでは、予測はちょっと不可能なところもございますので、災害に伴う倒木というのはちょっと予測できていなかったというところでございます。

ただ、ああいうふうに倒れたところにつきましては、危険性があると。当然、防風林は伐期も迎えておりましたので、整備をする中に急遽組み込みまして、今年度に取り組むというところでございます。

やはり切って、使って、植えて、育てるというこの4つのサイクル、これに見合った形でいろいろ計画的にやっておりますし、やはり需要と需要のバランスですとか、そういったところも加味したり、植栽ができる事業量も加味しながら切る場所っていうのは決めていますので、今後も定期的に伐期が来たものの中から当然切っていきますし、今回のように自然災害が起きた場所につきましては、つけ加えてすぐ取り組めるようにしていきたいというふうに考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

令和 8 年 6 月 定例会一般質問

通告 2

質問 生命（いのち）の安全教育を子どものセーフティネットに

11 番 ^{えぐち}江口 ^{ともこ}智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。生命の安全教育を子どものセーフティネットと題し、2 点にわたり質問させていただきます。

質問 生命（いのち）の安全教育への取り組み状況は

答弁 全校で発達段階に応じた生命の安全教育を実施しています

【質問：江口 智子 議員】

1 点目、生命の安全教育の取り組み状況について伺います。

児童や青少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を阻害する悪質な犯罪は福祉犯罪と呼ばれ、警視庁によれば 2025 年の児童買春や性犯罪は 3 年連続増加し続け、過去 10 年間で最多を記録、児童ポルノ事犯も高止まりで 1256 人が検挙、うち 10 代が約 6 割となっています。

SNS や生成 AI の普及がこうした傾向を加速させていますが、性犯罪や性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじり長期にわたり重大な影響を及ぼすとして、政府は 2020 年に性犯罪・性暴力対策の強化の方針を打ち出し、性犯罪の厳罰化と子どもを加害者にも被害者にも傍観者にもしないため学校教育に導入することとしました。

2022 年には男女共同参画重点方針に明記され、2023 年度から生命の安全教育として幼児、小学校、中学校、高校、大学・一般、特別支援教育等、子どもの発達段階に応じて全国の学校で実施されています。

生命の安全教育は人権教育であり、子どもを性被害から守り予防する媒介として性犯罪のみならず、生命の尊さや人権の尊重、正しい知識と行動の選択力を身につけさせる大切な機会です。

2023 年度文科省の学校安全の推進に関する計画にかかる取り組み状況調査によれば、



北海道の学校では6割近くが生命の安全教育を実施したと回答していますが、当町では現状、どのような取り組み状況か伺います。

【答弁：教育長】

江口議員御質問の生命の安全教育を子どものセーフティネットにの1点目、生命の安全教育への取り組み状況はについて御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、生命の安全教育は、子ども一人ひとりの生命の尊さと人権の尊重を基盤とし、性被害をはじめとするあらゆる暴力や危険から自分と他者を守る力、そして、正しい知識と行動の選択力を育む極めて重要な教育であると認識しております。

本町では、町立学校の全校で発達段階に応じた生命の安全教育を実施しております。文部科学省が作成した教材・指導の手引や保健の教科書等を活用し、保健体育科、道徳科、学級活動、総合的な学習の時間などに関連づけて、各校の年間指導計画に位置づけ実施しております。

主な取り組み内容としては、プライベートゾーンの理解を含む心身の大切さと、自分と相手の境界線の尊重、性暴力等の被害を防ぐための基礎知識、万が一被害に遭った際に自分を責めず、信頼できる大人や相談機関に助けを求める行動の学習、さらにはインターネットやSNSの安全な利用に関する指導などに取り組んでおります。

また、保健師による出前授業など、関係機関の協力も得ながら命と健康を守る学びの充実を図っております。あわせて、各校では教職員に対し文部科学省の指導の手引・教材・授業展開例や北海道教育委員会の指導・啓発資料を用いて、性被害の予防や初期対応、適切な指導方法に関する理解を深めるとともに、子どもの小さな変化に気づきSOSを受け止める力の向上に努めております。

今後も国や北海道の最新の知見や教材を踏まえ関係機関と連携しながら指導内容の一層の充実を図り、生命の安全教育を重要な教育として位置づけ、子どもたちの安全・安心と権利が守られる学校づくりを推進してまいります。

【再質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。

生命の安全教育は幼児期からスタートし、高校卒業までをワンクールとして設計されています。幼児期に発達段階に応じ自分と相手の体を大切にできるようになっていくという段階を経ることで、小学校以降の教育が生きてきます。

町内の保育園やこども園等、全ての幼児教育機関で取り入れられていることが望ましい

と考えますが、教育委員会所管の計根別幼稚園の実態について伺います。

【答弁：教育長】

江口議員の再質問にお答えいたします。

計根別幼稚園の取り組みといたしましては、着替え時には男女別にすること、身体測定、水遊び、内科検診時には肌着を着用すること、絵本等を利用しプライベートパーツを周知することで意識の芽生えにつなげること、相手意識の育ちや嫌な気持ちなどを言葉にして伝える力の育ちに向けた指導、これらを発達段階に応じた取り組みをしております。

以上でございます。

【再々質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。

最初にいただいた答弁では、保健師等、外部機関の協力も得ながら生命の安全教育を推進しているとのことですが、文科省のカリキュラムには、小学生でSNSとの向き合い方や危険性、中学生では性暴力の実態や被害に遭った際の対処法、高校生ではデートDV、セクシュアルハラスメント、JKビジネスなど、専門的知見を要する項目も多くあります。

生命の安全教育は全国で取り組む授業であるにもかかわらず、地域格差や地方における専門家の偏在が課題として取り沙汰されています。

当町においても、学校による授業の濃淡や偏りを避けるため、各学校が実施する授業の内容や外部講師等、専門的知見の情報を教育委員会がデータベース化して、学校間で共有できる体制をとってはいかがでしょうか。

【答弁：教育長】

江口議員の再質問にお答えいたします。

町内各学校に設置している学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールでございますが、その構成員から各校1名を地域学校協働本部の地域コーディネーターとして御推薦いただいております。

地域コーディネーターは、学校の要請に応じて外部講師の依頼・調整等を担っておりまして、これらの取り組みに関する情報は、各コーディネーターからの入力により一丸的に集約し、必要に応じて他校の取り組み状況や招聘講師の情報を相互に参照共有できる体制としております。それ以外にも、校長会、教頭会等で必要な情報を共有し、今後もこのようなことに備えてまいりたいと思っております。以上でございます。

質問 ネットリテラシー教育の推進を

答弁 実践的な資質・能力を育む指導を継続してまいります

【質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。2 点目の質問をいたします。2 点目、ネットリテラシー教育についてであります。

本年 5 月、秘匿性の高いアプリを通じて、トクリュウと呼ばれる匿名流動型犯罪グループに加担し、資産家の女性を殺害したとして 16 歳の高校生を含む数名が逮捕され、世間に大きなショックを与えました。

顔も名前も知らない首謀者から高額のアバイトであり、16 歳は少年法で守られるなどという言葉にだまされ、実行犯に仕立て上げられてしまったと報じられていますが、SNS と生成 AI の普及・発達により、子どもは被害者にも加害者にもなるリスクが高くなっています。

当町においても、同じ学校の生徒から姿態写真を撮って送るよう強要され、さらにその写真を拡散された、SNS で接触した人からグルーミングの被害に遭ったなど実際に起こっており、子どものインターネットに対する無知や誤った判断が事件につながることは、何としても食い止めなければなりません。

生命の安全教育でも、今年の改定にデジタル性暴力と SNS 問題が追加されるなど、切り離せない関係にあります。

一方、目まぐるしく乱立する SNS のプラットフォームに、本来指導する側の保護者や教員の理解が追いつかないという現実も存在します。

3 月の予算審査特別委員会では、児童生徒に限らず保護者も含めたネットリテラシー教育に取り組むとの答弁をいただきましたが、この点について、どのような対応がなされているか伺います。

【答弁：教育長】

江口議員御質問の 2 点目、ネットリテラシー教育の推進をについて御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、SNS や生成 AI の急速な普及により、子どもたちが被害者にも加害者にもなり得るリスクが高まっております。生命の安全教育においても、デジタル性暴力や SNS に関する内容は、切り離せない重要な柱と認識しております。

町内の学校では、児童生徒に対し、学級活動、道徳科、総合的な学習の時間等で、SNS やインターネット上での書き込みによるトラブル、個人情報の取り扱い等、日常的にネ

ットリテラシーに関する指導を行っております。

また、日常的な指導のほかに、警察や通信事業者等の外部講師を招いた情報モラル教室を実施し、ネットトラブルの具体例やSNSに潜む危険性について指導を行っており、さらには校内研修や外部研修等により、教職員の情報管理・セキュリティー意識の向上、SNS利用における留意点等の共通理解を図っております。

保護者への支援については、3月の予算審査特別委員会で申し上げたとおり、児童生徒に限らず保護者を含めたネットリテラシー教育を進めております。主な取り組みとしては、保護者懇談会や学校だより等を通じて、SNSやインターネット利用に関する現状や課題、情報機器の利用時間、フィルタリング設定をはじめとする家庭内でのルールづくりの重要性について情報提供を行っております。

一方で、SNS上の対人トラブルは、文字情報の解釈のずれや拡散の速さなどから解決が難しく、大人の目が届きにくいオンライン空間でのやり取りが、発見や介入を遅れさせるといった課題があります。

また、端末の与え方や利用時間に対する認識に家庭による違いがあり、学校で一律の情報モラル教育を行ったとしても、実生活での行動改善につながりにくいといった難しさもあります。

これらに対して、家庭での教育も極めて重要であることから、引き続き学校と保護者が役割を補完し合う形で、ネットリテラシー教育を推進していく必要があると考えます。

今後も単にインターネットやSNSの危険性を教えて遠ざけるものではなく、社会で不可欠なツールを前向きに、かつ安全に使いこなすための実践的な資質・能力を育む指導を継続してまいります。

【再質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。

現代は生まれたときからデジタル製品に囲まれ、小学校1年生で自分のスマホを所持する児童も珍しくなく、学校でもGIGAスクールの推進等によってインターネット利用の低年齢化が進んでいます。

その副産物として、予算審査でも申し上げましたが、本来、規約違反となる小学生本人が自分でSNSのアカウントを作り、私のアカウントに対しても複数名、中には小学3年生から実名や写真入りのコメントやメッセージが寄せられています。ほとんどのSNSは、見知らぬ人とも容易にやり取りができるメッセージ機能を附帯しており、投稿から学校や住所などの個人情報を特定され、被害につながる事例も後を絶ちません。

警察庁は未成年者の性的ディープフェイクの加害者の5割以上が同級生や同じ学校の生徒であることを公表していますが、同級生の女子生徒の写真をA Iで性的画像に加工し友人と共有した、20代の女性教諭を中傷する動画をSNSに投稿したなどといったケースは名誉毀損で書類送検や逮捕に至っており、これらはいずれも男子中学生によるものです。面白半分や軽い気持ちでやった行為がデジタルタトゥーとなって、本人はもちろん、被害者をも長く苦しめる事態を招きます。

児童生徒には、各学校においてSNSについての指導も行っているとのことですが、一般的な危険性にとどまらず、当町の児童生徒の使用頻度が高いポータルサイトの特性をピンポイントで、まずは大人が理解し正しい使い方を教えることが、子どもたちにとってのセーフティネットとなります。

教育委員会が主体となって使用頻度の高いポータルサイトを調査し、年齢制限などの規約について、保護者に対しても理解を深めることが必要ではないでしょうか。

【答弁：教育長】

江口議員の再質問にお答えいたします。

大人も子どもSNSの正しい使い方がきちんとできていないというのが現状ということ、私も理解しております。

今後とも学校と協力しながら、さらに安心・安全なSNSやインターネットの使い方等を重ねて指導してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

【再々質問：江口 智子 議員】

学校と協力しながらということで、今、答弁をいただきましたが、そこには児童生徒が使用頻度が高いというものを調査するということを、教育委員会として行っていくということについての考えはいかがでしょうか。

【答弁：教育長】

江口議員の再質問にお答えいたします。

御提案のアンケートにつきましては、子どもたちのスマートフォンの使用実態を把握し、家庭での指導や見守りの重要性を認識いただく上で有効な手段とは考えますが、ますます現場の負担を増やすことになりかねません。

今後、アンケートをとって効果的な指導を行うことも含め、家庭への有効な啓蒙方法を引き続き探ってまいりたいと思います。以上でございます。

令和 8 年 6 月 定例会 一般質問

通告 3

質問 道路沿線木の事後復旧型から予防保全型への管理体制を

4 番 ながぶち ゆたか 長 渕 豊 議員

【質問：長渕 豊 議員】

4 番、長渕豊です。道路沿線木の事後復旧型から予防保全型への管理体制をとということで、4 つの質問をさせていただきます。

まず、近年、記録的な暴風雨や暴風雪、湿った大雪などによる自然災害により、道路沿線の樹木が電線・電話線・光回線へ接触、あるいは倒木することで停電や通信障害が発生し、住民生活や地域経済へ大きな影響を及ぼしています。

特に本町のような積雪寒冷地では停電が暖房停止に直結するほか、酪農家においては搾乳停止や貯乳冷却停止など、重大な経営被害につながる恐れがあります。

また、通信障害は情報遮断を招き防災上も深刻な課題です。これまでも伐採要望への対応は行われているものの、実際には道路管理者、電力会社、通信事業者、土地所有者がそれぞれ異なるため、危険性を認識していても費用負担や判断調整に時間を要し、結果として事後対応型となっているのが現状ではないでしょうか。



質問 倒木によるリスクの把握等は

答弁 危険樹木の計画的な伐採は追いついていない状況です

【質問：長渕 豊 議員】

そこでまず一つ目の質問になりますけれども、倒木によるリスクの把握はということです。近年の防風、そういう災害において、倒木によるリスクや危険箇所をどのように把握・評価し、対策に反映しているのかお伺いします。

【答弁：建設水道部長】

長渕議員御質問の道路沿線木の事後復旧型から予防保全型への管理体制をについて御

答弁申し上げます。

現在、暴風雨や暴風雪により樹木が倒壊し交通に支障が生じた場合の道路沿線の危険樹木の伐採については、道路管理者ごとに国、北海道、町がそれぞれ伐採しており、地域等からの通報及び緊急時、定期的な道路パトロール時に危険と判断した場合は伐採しております。

また、道路用地に隣接する国有林や町有林、私有地の樹木が道路用地に倒木、または、せり出した樹木や枝については、それぞれの道路用地隣接地の土地管理者が伐採をしております。道路沿線の電線や電話線への樹木の接触等による伐採については、電気事業者等が道路用地を占用使用しており、被害が生じた場合は使用者が現状を復旧するため、電気事業者や通信事業者により伐採することになりますが、交通に支障が生じる等の緊急時においては、道路管理者が電線に接触していない樹木のみ伐採をしております。

以上のように、それぞれを管理する部署や状況等により各機関と連携し、限られた予算の中で緊急時や危険性の高いものから順次伐採しております。

御質問1点目の倒木によるリスクの把握等にはについてですが、電気や携帯電話等の通信機器は日常生活や経済活動に欠かせないものであり、特に冬期に停電が発生した場合は暖房が使用不能となり、生死にもつながる重要なライフラインであります。

電線や電話線へ支障を来す樹木については、先に述べたとおり電気事業者や通信事業者が把握しそれぞれ伐採しておりますが、予算の都合上、危険樹木の計画的な伐採は追いついていない状況と伺っております。

町としましても、情報共有等の連携を図りながら進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

【再質問：長渕 豊 議員】

再質問させていただきます。

令和7年度のまちづくりに関する意見・地域の課題書の再検証では、要望がいろいろ出されています。農道、町道、道道の雑木の除去及び路肩の草刈り、見通しの確保や停電、道路の冠水の被害をなくすためとあります。

回答につきましては、今言ったとおりに、雑木の除去においては、現地状況を確認し対応いたしますということですし、道道については、道路管理者である釧路開発建設部中標津出張所に対し要望が届いていることを伝えますということで回答しています。町有林については、枝払いを行いましたのでという報告をしています。電線にかかっている木の枝によって光回線が損傷することがあった、伐採してほしいということでは、光回線につい

てはN T T東日本が提供する民設民営の回線です。そのため、伐採作業に関する確認についてはN T Tに発見者が担当へ依頼するようにというふうになっています。

このように、現在の判断基準では、今言ったとおりとなっております、なかなかうまくスムーズに事が進まないということになっています。

そこで被害防災上の保全型の観点から、地域インフラ防災として位置づけ、一つ目の倒木に対する停電障害リスクとどう評価するかについては、町として道路沿線木による停電、通信障害リスクを地図化やリスト化して管理しているのでしょうかということと、把握していないのであれば、まずは危険箇所の見える化などが必要と考えますがいかがでしょうか。

【答弁：建設水道部長】

長渕議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず町のほうで把握をして、そういう危険箇所の場所について地図化などをすべきではないか、しているかという御質問かと思うんですけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、電線にかかった木、強い風で災害級の風が吹いて電線にひっかかった場合というのは、町の道路管理者のほうでもできれば切りたいんですが、いかんせん占用している例えば電線であれば北海道電力の電線ですので、なお先ほど申し上げましたとおり、占用しているということですので、その上にある電線にかかる枝については、通信事業者や電気事業者がやらなければならないということになりますので、町としてはいじりたくてもいじられない。それは通電の可能性であったり、あとはその費用、かかった木を伐採するときに電線を傷めてしまうという可能性がございます。

ですので、電気事業者等から触らないでくれと逆に、というふうに言われている部分もございます。ですので、町のほうで、その地図化をするということはしておりませんが、電気事業者や通信事業者のほうでは、どこでそういうことが起きているかというのは随時把握していることと思っております。

それから見える化ということでございますが、今現状ではですね、私どものほうに連絡が入ってきたものに関しては、今言われたとおり、占用している電気事業者や通信事業者に連絡をして、そして対応してもらっているという状況であります。危険な状況で通行ができなくて困っている状況があれば、急ぎのときだとか緊急時、そういった場合については町のほうでもやるしかありませんので、即対応はしている状況であります。

ただ、長渕議員言われているとおり、その箇所箇所の何月何日、どこで何が起きたってということに関して地図化したり見える化しているものは今現状ではございません。

以上です。

質問 危険木への事前対応の考えは

答弁 パトロールで交通支障樹木の伐採など事前対応しています

【質問：長渕 豊 議員】

2つ目の質問に移ります。関連しているんですが2つ目の質問、危険木への事前対応の考えはということであります。

倒木による停電や通信障害は、住民生活や酪農経営に深刻な影響を及ぼす恐れがありますし、被害発生後の対応だけでなく、危険木の予防伐採や枝払いなどの事前対策を強化し災害を未然に防ぐ取り組みを、どのように進めていきますかということで質問です。

【答弁：建設水道部長】

御質問2点目の危険木への事前対応の考えはについてですが、電線等を要している町道の危険樹木の伐採については電気事業者等で行っておりますが、電線等を要していない町道に隣接する樹木のうち、危険と判断した場所については町で伐採しており、毎年秋頃にパトロールを行い、交通に支障のある樹木の伐採や枝払いを実施し事前対応を行っているところでございます。

【再質問：長渕 豊 議員】

2つ目の質問に対しての再質問をさせていただきます。

危険木への予防伐採の考え方についてですけれども、必要に応じて対応しているということの答弁でしたし、いろいろな条件があるということでした。

現状は被害発生後や住民要望を受けてからの対応が中心であるということになっていきますけれども、今後は停電や通信障害が発生する前に危険木を抽出し、計画的に予防伐採を進める考えはありませんか。

また、さらに危険木対策が進まない要因の一つは、土地所有者や管理者間の費用負担や責任区分にあると思います。

町として関係機関との協議の場を設け、予防伐採を進めるためのルールづくりや支援体制の検討を行う考えはありませんか。

【答弁：建設水道部長】

長渕議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの一つ目の答弁の中でも申し上げましたとおり、恐らく議員もお分かりのことだとは思いますが、それぞれの道路の所管であったりだとか、あと町有林なのか国有林なのか様々なことが絡みあって、それぞれの立場、それぞれの役割で樹木の伐採、そういった危険木の伐採を行っているところでございます。

予防伐採をしていないのかという御質問でございますが、電気事業者、通信事業者ともにですね、予算を確保し電線にかかりそうなところ、電線にかかっているところ、そういうところを計画的に伐採は毎年しております。

同じくですね、町もちょっと道路管理者の部分での伐採になりますけれども、交通に支障のある部分だとか倒木の恐れがあるところというものについては、秋に除雪の関係もございまして、道路にせり出してきている枝やなんかも秋にパトロールを行いまして、一斉に樹木の伐採を行っているところでございます。

ですので、予防と事後と両面で今進めている状況でございます。以上です。

質問 関係機関との情報共有体制は

答弁 倒木等で停電被害が想定される場所は情報共有を行います

【質問：長渕 豊 議員】

3つ目の質問に移ります。3つ目の関連した質問になりますけれども、関係機関との情報共有はということであります。

今、いろいろなことで連携をしているよということですが、実際に北海道電力や通信事業者、道路管理者と合同で現地確認や危険木調査を行う仕組みはあるのでしょうか。

また、定期的な協議の場は設けられているのでしょうか。

【答弁：建設水道部長】

御質問3点目の関係機関との情報共有体制はについてですが、北海道電力との合同点検は実施しておりませんが、令和4年3月に町と北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社の3者によりまして、大規模災害時における相互協力に関する基本協定を締結し、災害時における樹木や土砂、電力設備の撤去を町が支援することで迅速な停電復旧を行うとともに、倒木等により停電の被害が想定される場所については、事前に情報共有を行うこととしております。

質問 予防保全型への管理体制は

答弁 事前事後対応両面で進め関係機関と連携していきます

【質問：長渕 豊 議員】

4つ目の質問に移りたいと思います。

4つ目の質問ですけれども、予防保全型への管理体制はということで、近年の異常気象により倒木による停電通信障害のリスクが高まっている災害発生後に対応する事後復旧型から、危険箇所を事前に把握して策を講じる予防保全型へと、道路沿線木の管理を転換すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

【答弁：建設水道部長】

御質問4点目の予防保全型への管理体制はについてですが、停電等の影響がある危険樹木の伐採については、引き続き電気事業者等において対応することになりますが、それ以外の道路、いわゆる電線等を要しない町道、町有地からせり出す危険樹木等について、事前対応、事後対応の両面で進めてまいりますが、より一層、関係機関と連携し、町民の生活や交通に支障が生じないように努めていきますので、御理解をお願いいたします。

【再質問：長渕 豊 議員】

再質問させていただきます。

本町は酪農を基幹産業とする地域です。停電が長期化すれば、住民生活だけでなく酪農経営にも重大な影響を与えます。災害が起きてから復旧費をかけるのか、または災害を未然に防ぐために予防的な管理へ投資するのか。

私は後者を選択すべきだと考えますが、町長の決意、判断をお願いします。

【答弁：町長】

長渕議員の再質問にお答え申し上げます。

従前から申し上げましているとおおり、災害というのはどのような状況で起きるのか、例えば昨年の11月に湿った雪が大量に降りまして、街路樹の枝先のほうが随分折れた状況が発生いたしました。ああいうのは今までなかったことでございまして、その時々起きる状況によりまして、災害の規模、もしくは体制、どんな形になるのかというのは分からないところでございますので、なるべくでありましたら先ほど言いましたとおおり、連携プレーをですね、重視しながら、どういう場所が危険なのかっていう把握に努めていきたい

と思いますし、だからといって、その危険木を全部切るとなりますとですね、例えばここから役場の前から空港に向かう通りに街路樹がたくさん植えておりますけれども、電線に触っておりますので、枝払いを行ったりトップのほうを切ったりするという部分でございます。あれが全部危険かというとならなくなってしまうというような状況もありますので、その辺りはケースバイケースでうまく判断しながらですね、持っていきたいと思いますし、産業に支障のないようにですね、影響が出ないようにするのは、これはもう重要な役目でございますので、そういうこともしっかりと捉えながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

【再々質問：長瀬 豊 議員】

再々質問させていただきます。

今、町長から力強い回答をいただきましたけれども、今、酪農業もいろんな商売も学校もみんなそのインターネット、DX化ということで進めていますけれども、それぞれの電線、電話線、光回線にそういう危険箇所については、それぞれの事業者がカバーをかけたリ、いろんなことで対策しています。それにも相当のお金がかかっていると思います。そういう誰が費用負担するのかということで行きますと、そういうお金も全体的にどうなっているのかということを把握しながら調整するということが必要になると思います。

中標津町だけでなく、日本中だと思いますけれども、いろんなところを見ると、かなりそういう危険箇所にはカバーをしたりということで、カバーをつくる、それを作業するということで費用が相当かかっていると思います。そういうことも含めて、中標津町が中心的な調整役として采配できるような体制づくりをしていただきたいと思うんですが、そういうお考えはありますか。

【答弁：町長】

再々質問にお答え申し上げます。

事業者さんがどのようにお考えになっているのかっていうのはちょっと分かりませんが、全国的な状況も当然あると思いますので、その辺りが中標津町がトップリーダーとしてそれをやっていけるかどうかっていうのは、ちょっとまだ何とも言えないところでございますけれども、いずれにしても産業に影響が出るような場所が、少なくともあまり出ないようにするというのは、これは行政側の役目でもあると思いますので、そういうのはしっかりと打合せをしながらですね、対応できるところは対応したいと思っております。以上です。

令和 8 年 6 月 定例会一般質問

通告 4

質問 マイマイガ大量発生対策を

12番 たかはし 高橋 よしさだ 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

12 番、高橋善貞です。マイマイガ大量発生対策を主題に質問を考えていましたが、一般質問通告日の前日、6 月 2 日だったんですが、中標津町ホームページに掲載されたので、行政側のほうがマイマイガに対する知識が豊富とは思いますが、改めてこの問題について現状と今後の対応について質問させていただきます。



昨年の 7 月下旬から 8 月下旬にかけて、全道的に大量発生したマイマイガは記憶に新しいと思いますが、現在、昨年産卵したマイマイガの卵が孵化し、幼虫は 2 ～ 5 mm の小さな黒い毛虫となって電柱、街路樹、公園樹木、各家庭の菜園などに大量発生しておりますので、今後もマイマイガ成虫の大量発生は続くものと思われます。

この小さな幼虫の毛虫は毒を持っており、毛に触ると皮膚炎を発症します。非常に注意が必要で、昨年の 7 月には鶴居村、三笠市などは広報等でマイマイガの注意喚起をしています。

マイマイガの詳しい生態は分かっておりませんが、5 月 27 日付北海道新聞の地方欄に、釧路・根室管内の 4 箇所の公共施設にマイマイガ駆除方法など掲載されておりましたが、中標津町はどのような認識を持っているのか、今後の対応を含めて 3 点ほど質問させていただきます。

質問 今年の大量発生前に対策の周知を

答弁 各部局で情報共有し全般の周知は農林課で実施します

【質問：高橋 善貞 議員】

1 点目、今年の大量発生前に対策の周知をしていただきたいということです。

しつこいようですが、現在僅か 2 ～ 5 mm の幼虫の毛虫ですが、これから 1 ヶ月半にわ

たり、樹木の葉や菜園、特にカラムツの葉などを食い荒らしてから蛹になり羽化します。成虫になります。これらの過程で注意すべき事項を住民周知すべきで、特に現在の幼虫時期には皮膚炎の原因となることを大きく取り上げることが重要と思います。

インターネットでマイマイガを検索すれば、生態をはじめ健康被害や作物被害について詳しく情報を得ることができます。6月2日、ホームページにおいて情報提供はしておりますが、広報紙、回覧版、学校通信などを活用し注意喚起を図るべきと思います。

健康被害は健康推進課、害虫駆除は生活課、林業被害は農林課、街路樹の管理は先ほどの管理課など担当部局が多岐にわたりますが、連携して広く周知を図るべきと考えますが、町長の御見解をお聞かせください。

【答弁：経済部長】

高橋議員御質問の1点目、今年の大量発生前に対策の周知をにつきまして、御答弁申し上げます。

釧路・根室管内においてマイマイガの幼虫が今年春先から相次いで見つかっており、大量発生が予想されます。マイマイガは成虫の寿命が1週間程度と言われており、およそ10年周期で大量発生し、3年ほどで収束するとされています。

本町では、去る6月2日に町のホームページと公式LINEを通じて、マイマイガへの接触により、かぶれや皮膚炎などの症状が出る可能性、また、洗濯物に付着した幼虫が屋内進入することへの対策について周知を行っております。加えて、翌年の大量発生を抑制するため、幼虫や卵塊の除去方法を掲載しており、北海道立総合研究機構のホームページのリンク先も併せて紹介することで、健康被害や作物被害に関する詳細な情報も発信しております。

議員御指摘の部局間連携につきましては、各課マイマイガの対応が異なるところではありますが、各関係部局で情報共有を行い、マイマイガ全般に関する住民周知につきましては農林課で実施してまいります。

質問 公共施設外灯を蛾を寄せ付けないLED化に

答弁 時期を逸しないよう順次交換してまいります

【質問：高橋 善貞 議員】

2点目は公共施設の外灯を蛾を寄せ付けないLEDにしてはどうかという質問です。

マイマイガを含む昆虫は紫外線に群がる習性があります。LED灯の紫外線は蛍光灯の

200 分の 1 と言われていますが、今まで街路灯に群れて飛んでいたマイマイガが、地球温暖化対策実行計画推進事業により道路照明灯、いわゆる街路灯が L E D 灯に改修されたこともあって、L E D 化されていない公園や公共施設の外灯に異常に群がり周辺の住宅の壁に卵を産みつけるなど、過去に例のない苦情がありました。

今後、羽化から産卵、そして、来年また卵が孵化して同じパターンを繰り返さないように、公共施設の駐車場などの外灯を L E D 化することは喫緊の課題と思いますが、町長はどのように考えますか。

【答弁：総務部長】

高橋議員御質問の 2 点目、公共施設の外灯を蛾が寄らない L E D 化につきまして御答弁申し上げます。

照明の L E D 化は、紫外線に集まる習性を持つマイマイガの飛来を抑制し、周辺への影響を少なくする上で有効な対策と認識しております。

公共施設の外灯の L E D 化の整備状況は議員御理解のとおり、道路照明灯は昨年度で終了し、防犯灯などの照明灯につきましては本年度で終了することとなっておりますが、役場庁舎駐車場や公園、町営住宅、児童館などで未整備となっている箇所がございます。

昨年度、一部施設の外灯においてはマイマイガが集まりやすい環境であったことから、夏場の夜間消灯を行ったところでございます。

いまだ L E D 化されていない外灯につきましては、マイマイガを寄せ付けない視点を認識しつつ、それぞれの設置状況などを考慮し時期を逸しないよう順次交換してまいります。

質問 今後の大量発生を見越した街路樹・公園樹木等の防虫対策が必要では

答弁 発見場所で限定的な殺虫剤散布等が効果的と考えます

【質問：高橋 善貞 議員】

3 点目の質問をさせていただきます。

今後の大量発生を見越した街路樹・公園樹木等の防虫対策が必要ではないかという質問です。

昨年の道内市町村の注意喚起や 5 月 27 日付北海道新聞記事によれば、確かにマイマイガの大量発生は 10 年周期と記載されておりますが、近年の異常気象による温暖化や先ほどの街路灯の L E D 化が原因で、分散していたマイマイガが水銀灯・蛍光灯に集中して集まるようになりました。これらの環境の変化を考えますと大量発生は今後も続くと思いま

す。

将来にわたり街路樹・公園樹木・公共施設の前庭など防虫対策が必要と思いますが、防虫対策の機材がない状況でどのような対策を行っていくのか、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：建設水道部長】

高橋議員御質問の３点目、今後の大量発生を見越した街路樹・公園樹木等の防虫対策が必要ではにつきまして御答弁申し上げます。

街路樹や公園樹木等に産みつけられた卵塊や幼虫を除却する方法としましては、殺虫剤の散布や枝払い等がありますが、高所作業を行うため機械が必要であることや、町民や近隣施設への飛散防止が必要です。

また、産卵場所は樹木にとどまらず、建物の外壁やフェンス等の工作物等、至る所に産卵をしております。そのため街路樹等の数の膨大さもあり、町が全町的な防虫対策を行うのは難しく、町民の方々や公共施設を管理する各所管において、発見した場所を限定的に殺虫剤散布等を行うのが効果的と考えております。

先に述べました町ホームページ等により、マイマイガに対する正しい知識や除去方法を周知すること及び外灯のＬＥＤ化を計画的に進めることで、集まりやすい環境を減らすことを総体的に行います。

また、公共施設においては、昨年、外灯に大量発生し対応した場所については早急にＬＥＤ電球への交換を行うとともに、各公共施設を管理する委託事業者への周知徹底を行い、町民の方々にも御理解をいただきながら除去作業を行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 6 月 定例会 一般質問

通告 5

質問 不登校支援強化の取り組みを

8 番 佐久間 ふみ子 議員

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

8 番、佐久間ふみ子でございます。通告に従いまして、不登校支援強化の取り組みをについて 3 点の質問をさせていただきます。

質問 校内空教室を活用した校内教育支援室の設置を

答弁 現時点では難しい状況にあります

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

1 点目、校内空教室を活用した校内教育支援室の設置をについて質問いたします。

令和 5 年 3 月に文部科学省が取りまとめた、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 COC0LO プランでは、落ち着いて学習や交流ができる環境の整備が重要とされています。

この中で、学校内に空き教室やスペースを利用し、スペシャルサポートルームなどの校内教育支援室を設置し、支援スタッフやボランティアの協力を得ることにより、不登校児童生徒が安心して通える居場所をつくることが推奨されています。

こうした環境は、児童生徒が学級に入りづらさや孤立感を解消し、自分のペースで学習や交流を進めることにより、学習遅滞や不安の軽減、さらには不登校の未然防止に大きく寄与します。

今後、学校内にこうした支援拠点を早急に設置し、支援スタッフの増員や学校ボランティアの協力体制を整備することが効果的な不登校対策となると考えます。

教育長の見解をお伺いします。



【答弁：教育長】

佐久間議員御質問の不登校支援強化の取り組みをの1点目、校内空き教室を活用した校内教育支援室の設置をについて御答弁申し上げます。

議員御提案の校内空き教室を活用した校内教育支援センターの設置につきましては、文部科学省の誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプランが示すとおり、学校内に落ち着いた居場所を確保し、学習や交流を自分のペースで進められる環境づくりは、不登校の未然防止、段階的な学校復帰、学習遅滞や不安の軽減に一定程度の効果があるものと認識しております。

本町におきましても、これまでも各校の工夫による保健室や特別教室等を活用した別室登校、1人1台端末を用いたオンライン学習への対応、町教育相談センターでの受け入れ・相談支援など、多様な不登校支援に取り組んでおります。加えて、本年度から中標津中学校において校内教育支援センターを設置したところ、生徒が安心して登校できる時間帯が増え、学級への合流や再登校につながった事例も確認できており、その有効性を実感しているところであります。

一方で、直ちに全校一律で校内教育支援センターを設置することについては、学校規模や人的体制、運営の質確保など、学校ごとに前提条件が異なることから、現時点では難しい状況にあります。

まずは各校の別室登校や校内の居場所づくりを継続していく中で、先行して設置した中標津中学校での取り組みを効果検証し、好事例やノウハウを各校で共有し、条件の整う学校から段階的に校内教育支援センター等の校内の居場所機能を拡充していけたらと考えております。

議員御提案の趣旨を踏まえ、各校の実情に応じた質の高い支援を持続可能な形で段階的に高め、誰一人取り残さない学びの保障に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：佐久間 ふみ子 議員】

8番、佐久間ふみ子でございます。

御答弁のとおり、今現在、中標津中学校での空き教室を活用した教育支援センターが設置されて有効であるということで、はい、大変私もうれしく感じております。

今後、各学校の状況がそれぞれ違うということですが、各学校に応じて段階的に設置を進めていくに当たり、人的支援であるとか、あと運営体制の整備について、具体的にどのような支援策や体制を検討しているか。

また、将来的には全校への展開も視野に入れているとのことですが、その計画について、今現在考えている見解をお聞かせいただきたいと思います。

【答弁：教育長】

佐久間議員の再質問に御答弁申し上げます。

今も申し上げたとおり、先行きはまだ不明ですので、その時々に応じまして、子どもたちが1人でも多く不登校を解消し、学校に来れるような対策を順次考えてまいりますので、御理解ください。

【再々質問：佐久間 ふみ子 議員】

8番、佐久間ふみ子でございます。

今年度4月から始めたばかりで、まだそこまではいっていないのかなというふうに思います。

あと、今現在ですね、中標津中学校での取り組みを、これから効果を検証していくということでございますけれども、その効果の確認に当たってですね、具体的にどのような評価、検証の指標とか方法を採用されるのか、お聞かせください。

【答弁：教育長】

再質問に御答弁申し上げます。

この校内教育支援センターもまだ始まったばかりですので、この場で今の質問に答えるのは大変難しいと思われますので、今後経過を見ながら、何かはっきりしたことがあればお伝えできると思いますので、今日はここで御理解いただければというふうに思います。

不確かなことを答弁するわけにはまいりませんので、御理解ください。

質問 メタバースを活用した「第三の居場所づくり」の導入を

答弁 現時点での即時導入は予定しておりません

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

8番、佐久間ふみ子でございます。2点目の質問をさせていただきます。

メタバースを活用した第三の居場所づくりの導入をということで質問いたします。

近年、不登校児童生徒の増加傾向は深刻さを増しており、本町の不登校児童生徒数は、令和7年度末のデータでは小学校34人、中学校62人、農業高校5人を含めると100人を

超えています。全町の総児童生徒数に対して不登校の割合は6.0%と、令和6年度より2.5%高くなっており、大変深刻な状況にあると思います。

その背景には対人不安や学校環境への適応困難、コロナ禍によるコミュニケーション機会の減少など多様な要因が絡んでいます。さらに最近は病気と診断される前の未病状態の若者が増えており、深刻化してから支援につながるケースが多いことも問題となっています。

こうした中、横浜市立大学学術拠点のMinds1020Labでは、メタバースを活用した若者支援の研究が進み、匿名性・アバター参加による顔を見せない安心感が、孤独感や抑うつ改善に寄与するという成果が示されています。これは子どもたちにとっても安全に交流できる仮想空間で、気軽に相談や参加ができる居場所は孤立解消や心理的安心に有効であると考えます。まずは、つながるための初期接点が確保され、学びの場を拡充する手段になります。

北海道教育委員会はメタバース de 居場所を開設し、全道の児童生徒を対象に滝川市、根室市など12市町村が参加、本町でも1人参加されていると聞いています。

昨年は文教厚生常任委員会で帯広市のメタバースを活用した、ひろびろチョイスを視察し、2023年5月にスタートして登録者数の数は増え続け、11月には119名になったとのことで、アバターを介した参加が心理的ハードルを下げ支援につながる効果が確認されています。メタバースは従来の支援では届きにくかった児童生徒に手を伸ばす、新たな不登校支援として有効と考えます。

本町において、不登校児童生徒が安心して参加できるメタバースを活用した第三の居場所づくりの導入を検討すべきと考えますが、教育長の見解をお伺いします。

【答弁：教育長】

佐久間議員御質問の2点目、メタバースを活用した第三の居場所づくりの導入をについて御答弁申し上げます。

本町における不登校の状況は大きな課題であり、その背景には対人関係の不安や学校環境への適応の難しさなど複合的な要因が絡み合っており、早期に安心してつながれる場所を用意することが重要であると認識しております。

議員御提案のメタバースを活用した第三の居場所づくりについては、先行事例で一定の有効性が示されていることを承知しており、匿名性やアバターによる参加など、顔を出さずに関われる心理的安全性は、孤立の緩和や相談・支援につながる第一歩として意義があると受け止めております。従来の支援では届きにくかった子どもたちに手を伸ばす、新た

な選択肢になり得るものと考えております。

一方で、導入に当たっては一定の費用も伴うことから慎重に見極める必要もあると考えております。例えば、どのような児童生徒に、どの段階で有効かといった教育的妥当性と効果検証の方法、公的支援の場である教育相談センターや学校現場との役割分担と接続の在り方などがございます。これらを十分に詰めないまま導入することは適切ではないと考えておりますので、現時点での即時導入は予定しておりません。

当面は教育相談センターにおける学習支援や教育相談、関係機関との連携を通じ、子ども一人ひとりのペースに応じた段階的な復帰・自立支援に取り組んでまいります。

あわせて、学校現場で切れ目なく支援できるよう、校内教育支援センターの設置拡大を進めるとともに、教職員研修の充実や保護者への情報提供を通じて、早期の気づきとつながりの機会を広げてまいります。

その上で学校現場の意見も聞きながら、本町の実情に即した形で将来的な導入のぜひを丁寧に検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：佐久間 ふみ子 議員】

8 番、佐久間ふみ子でございます。

メタバースの導入については、一定の費用や様々な課題があることは理解いたします。

しかしながら、不登校者数は増加傾向にあります。教育相談センターの登録者数は、令和6年度で17人、令和7年度で14人と減少しています。

また、センターに行くためには親の送り迎えが必要など距離的な課題もあると考えられます。学校やセンターに行けない子どもたちの孤立や不安に寄り添うためにも、メタバースを活用したオンラインの交流であるとか、支援の仕組みを導入することについて、また改めてどのようにお考えでしょうか。

【答弁：教育長】

佐久間議員の再質問に御答弁申し上げます。

確かに不登校の子どもがなかなか減らない。教育相談センターへの登録数も伸び悩んでいる。これも事実であります。

ただし、だからといって即メタバースを活用するシステムを導入し、当然そうすると人も張りつけなければならないので、人件費、システム開発費を含めると軽く1000万を超すと試算できます。

そうであるならば、道でやっているものに少しの負担で加入できますので、そちらを進

めるほうが現実的ではないかというふうに考えております。

1名過去参加した経緯がございますが、その後ありませんので、こういうのもあるよということを積極的に啓蒙していきたいというふうに考えております。以上でございます。

【再々質問：佐久間 ふみ子 議員】

8番、佐久間ふみ子でございます。ここで私が言うのもなんですが費用負担、いろいろ今、教育長のほうから1000万ぐらいかかるようなお話もありました。確かにそういう費用はかかると思います。

その軽減とか前向きにこういう効用もあるということで進めるためにですね、国とか自治体の支援制度であるとか補助金の活用であるとか、また、民間企業との連携などもしながらですね、について調査研究を行うというお考えはありますか。

【答弁：教育長】

佐久間議員の再質問にお答えいたします。

今後全くやらないということではありませんので、前向きにどのようにして子どもたちを救えるかという方法を全体的に包括した考えた上で、本当にこれが有用でかつ実効性があり、たくさんの子どもが参加できる、たくさんの子どもを救うことができるということが、ある程度その段階までこちらが納得して、それに費用を投入することができるという決断ができた上では、それは可能だと思います。

今後、そういうことも含め前向きに検討してまいります。以上でございます。

質問 不登校支援ガイドブックの作成を

答弁 現行の教育相談センターパンフレットの内容を拡充します

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

8番、佐久間ふみ子でございます。3点目の質問に移ります。

不登校支援ガイドブック作成について伺います。

我が子が不登校になってしまった児童生徒を持つ保護者の皆さんは、子どもの不安や悩みに寄り添い適切に支援を行うためにも、保護者自身も正しい情報と理解を持つことが何よりも重要だと考えます。

しかしながら、現在の支援体制や制度についての情報は分かりづらく、戸惑う場面も多いのが実情です。実際に子どもが不登校になって困ったなど、どこに相談したらいいのか

分からないとの声を聞くこともあります。町の教育相談センターの活動について、もっと周知が必要ではないでしょうか。

そこで保護者の皆さんに寄り添った支援を実現するために、不登校支援ガイドブックの作成は必要であると考えます。

このガイドブックは不登校に関する様々な問題に対し、教育相談センターの周知や関係機関の情報や相談窓口など、保護者が必要とする情報や支援の提供など、保護者が安心して子どもと向き合い、適切な支援や支援機関へつなぐための道しるべとなるものであり、子どもたちの不安や孤立を早期に解消し、健やかな成長を促す大きな一助となると確信しております。

つきましては、今後、保護者の視点に立った支援ツールとして、不登校支援ガイドブックの作成と配布について、どう御検討されるのか見解をお伺いします。

【答弁：教育長】

佐久間議員御質問の3点目、不登校支援ガイドブックの作成をについて御答弁申し上げます。

まず、情報の周知不足によりどこに相談したらいいのか分からないといった御指摘は、教育委員会として真摯に受け止めております。

これまでも学校を通じて該当家庭への個別案内に加え、町の広報紙、らいふまっぷへ年に複数回、教育相談センターの活動や相談窓口を掲載するなど周知に努めてまいりましたが、なお一層の分かりやすさと到達性の向上が必要と認識しております。

御提案の不登校支援ガイドブックについては、保護者の皆様が必要な情報に確実にアクセスできるようにする上で有用性が高いものと考えておりますので、まずは現行の教育相談センターのパンフレットの内容を拡充し、保護者の視点に立った情報の追加を検討してまいります。

周知の重要性がある一方、不登校の背景や必要な支援はお子さんごとに多様であり、広報媒体だけでは十分にお届けし切れない面もございますので、広報媒体だけに頼り過ぎず、面談等によりお子さんと保護者に寄り添った個別の丁寧な説明と伴走支援を重視してまいります。初期段階から不安や状況を丁寧に伺い、必要な支援につながるまで継続的に支える体制を一層強化してまいりたいと考えております。

あわせて関係機関への早期のつながりを図られるよう、教職員への意識づけや校内研修を充実させ、相談の受け止め方、紹介の方法、情報提供のタイミング等について、校内の共通理解を深めていきたいと考えております。

議員御提案の趣旨を踏まえ、今後とも保護者の皆様にとって分かりやすく、安心して相談・支援につながれる環境の整備に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：佐久間 ふみ子 議員】

8 番、佐久間ふみ子でございます。再質問させていただきます。

今の現在のですね、教育相談センターのパンフレットの内容の拡充、あと面談を重視する方針ということで理解はいたしました。

ただし、具体的にどのような内容をどの程度充実させていく予定なのかについて伺います。

また、参考としてですね、ほかの自治体の不登校支援ガイドには、保護者向けに子どもとの関わり方とか、あと不登校時の対応とか、あと学校の支援内容などイラスト入りで見やすく掲載しております。不登校対策の情報が網羅されているものとなっています。

こうした情報も踏まえて、個別相談で面談を重視した後にですね、家庭に帰って、またそれを見直せる資料として、その支援の資料として、そのガイドブックっていうのはとても重要じゃないかなと、必要じゃないかなと考えます。

そういったことで、ガイドブックを作成して配布するということとはできないんでしょうかという質問で繰り返しになります。

【答弁：教育長】

佐久間議員の再質問にお答え申し上げます。

学校現場と相談しながら、保護者の方々、児童生徒の皆さんにとって有効性の高いものを作成してまいりたいと考えております。

具体的に言いますと、教育相談センターパンフレットの充実、ガイドブック、リーフレット等の作成等です。

子どもたちや保護者の皆様が困った場合に、すぐに教育行政につながり適正な支援を受けられるような内容の充実に努めたいと考えております。

また、蛇足ではありますが、もし窓口が分からない、どこに相談したらいいか分からないというような声をお聞きになりましたら、すぐに教育委員会に御一報いただければ、適切な対応方法をすぐにお伝えすることができると思いますので、佐久間議員のみならず、ほかの議員の皆様も、そういう声をお聞きになりましたら、すぐ教育委員会に相談していただければ助かります。御協力をよろしくお願い申し上げます。

令和 8 年 6 月 定例会 一般質問

通告 6

質問 災害時要援護者に実効ある対応体制の構築を

答弁 御近所で助け合えるよう取り組んでまいります

15 番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15 番、松村康弘でございます。災害時要援護者に実効ある対応体制の構築をとということで、今回は質問をさせていただきます。

30 年以内に必ずやってくると言われる千島海溝巨大地震ですが、このような大災害に必ず襲われることを想定して日頃からの訓練が行われています。

一方で、地域の独居の高齢者や障がいを持っている方々に対する援護体制は、どれほど実効のあるものになっているのでしょうか。

実際に巨大地震が起り通信が途絶している状況下にあつて、室内の家具が倒れたり、開口部が変形したりした際に屋外に出ることが不可能になり、余震が続き、火災も発生しているような非常事態を想定いたしますと、最後は御近所による助け合い、いわゆる共助が発動されなければならないと考えますが、その実態はいかがなことになっていきますでしょうか。

周りはみんな高齢者で自分のことだけで精いっぱい、そんな状況下においてあてにできるのは、地域に住まう若者たちであるはずですが、この人たちに共助の呼びかけは届いているのでしょうか。

地域の組織といえば町内会なのですが、この加入率は昨年 12 月末現在 32% 以下で、私の所属している町内会は 240 戸あった会員が今は 100 戸そこそこであります。集め得る町内会費も激減する中、会館の維持費などは増えることはあっても減ることはありません。

結果として、町内会が単独で行う事業も減らさざるを得ず、老人クラブやふれあいサロンの助成を減額しなくてはという議論になってきています。

このような状況下、災害時要援護者台帳の取り扱いについての議論がされます。共助の基礎としての町内会は、この災害時要援護者台帳を受け取り、組織として要援護者に対す



る調査を進め支援する担当者を定め、いざというときの対応をマニュアル化しなければならないという建前は十分分かっているつもりですが、いかんせん人がいません。町内会の役員の大半は高齢者です。自ら支援者に登録する自信はありません。町内会費もありません。

昨年、町内会で災害時の図上演習を行いました。会館を拠点に炊き出しができたらいねという提案があっても、その資材が買えません。町内会として非常用発電機を持って会員の家の冷蔵庫を動かしに行くというアイデアが出て、10万円の支出がままならないのであります。

そして、もし要援護者が町内会会員でなかったらどう対応すべきなのかという議論に行き着いていきます。結果は災害時要援護者台帳を町からお預かりすることはできないという結論になります。共助の基盤となる町内会は、その力を失いつつあると言わざるを得ません。

一方で、地域に住んでいる若者たちは、そのような巨大災害に襲われ、身動きのとれない高齢者や障がい者を放っておくのでしょうか。私はそう思いません。彼らに呼びかけ集まってもらい、そのときに何をなせばよいのか情報を伝え、組織化していくことは必ずできると信じます。それができなければ、被災の程度はどんどんどんどん大きくなります。町内会の加入率は32%以下、この実態を踏まえたとしても、町内会は共助の主体であるとの自覚は持っています。

一方で、道内有数の若者の住む町で、この問題を解決できないはずはないと思っています。例えば消防団はほぼ定数に達しているとお聞きしています。彼らには少ないながらも報酬が支給され、年何度かの訓練もなされています。

イメージとしては町内会単位の消防団のような組織を構築する。そのための費用は町が集めている税金で賄う。そうすると災害時要援護者は、町内会員でなくても支援できることになるのではありませんか。

何とか地域の御近所の底力を再び結集できるような体制を構築して、迫りくる巨大災害に備えましょうと申し上げまして、このたびの質問といたします。よろしく御答弁をお願いいたします。

【答弁：町長】

松村議員御質問の災害時要援護者に実効ある対応体制の構築をにつきまして、御答弁申し上げます。

公助に限界がある大規模災害時には、地域の皆様による共助が、いざというときの初動

対応や復旧を支える上で必要不可欠でございます。

本町で整備しております災害時要援護者台帳では、70歳以上の高齢者のみの世帯などを対象に、町内に親族がおらず支援を希望する方をA登録者、親族がいても支援を希望する方をB登録者として区分をしております。昨年12月現在、対象となる2757世帯のうち約58.8%に当たる1623世帯から回答を得ておりまして、そのうちA登録者が523世帯、B登録者688世帯の合計1211世帯が登録をされております。

しかし、この台帳が町内会へ提供されているのは、全体の約3分の1に当たる15町内会にとどまっております。残る3分の2は地域での支援体制が十分に整っていないなどとの理由から、台帳の提供や活用に至っていないのが現状でございます。

町では広報紙等を通じて制度周知と体制づくりに努めておりますが、災害時の地域支援はボランティアによるものであるため、登録によって支援が保証されているものではありません。

議員御提案の町内会単位で若者を組織化し報酬を支払う消防団のような組織を構築するという考えは、共助の新しい形を模索する上で一つの視点でありまして、その意図は十分に理解はするところであります。

しかし、様々な分野での深刻な担い手不足など解決すべき課題が多く、直ちに新しい組織を構築することは難しい面があると考えております。

そのことから、新たな組織をつくるという枠組みにとらわれず、御近所で助け合える機運醸成のための周知活動や意識啓発などの取り組みをはじめ、関係機関との連携を一層強化し、迅速かつ的確な支援が届くよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

【再質問：松村 康弘 議員】

15番、松村でございます。

この台帳を辞退している町内会の割合というのが、割合というか件数が質問段階でこれほど多いとは私は思いませんでした。受領している町内会が3分の1の15町内会、残る3分の2はこれを返上しているという御答弁でございました。およそ共助の基盤となり得るその限界を踏み越えつつあるのではないかと、このように思うわけでございます。

今般、議員控室に配られましたこの中標津町耐震改修促進計画、この中では標津断層帯による地震モデルとして、震度5.9から6.1の地震が起きたときに、最大で全壊が118軒、半壊が534軒と予定されていることが記述されています。

今のA登録B登録合わせて1211世帯、その中には相当数計画に盛られている耐震が強

化されていない家に住んでいらっしゃる可能性があります。1番そういう意味では、年齢の高い、高齢の弱者の皆さんの家が潰れる可能性があって、それに対して、今、うちの町内会は3分の1しか対応できていないという、こういうことになるわけです。何とかしなくてはならないと考えます。

私は自分の考えられる範囲の中で、一部町税をつぎ込んで、その中で若い人たちに参加してもらい仕組みをつくって、町内会あてに振り充てたらいかがでしょうかという提案をいたしておりますけれども、現在、様々な事由で深刻な担い手不足など解決すべき課題が多く、直ちにはできないと町長はおっしゃいました。それも分からないわけではありません。

しかし、私たちがこの議場において、過去に町内会に前の厚生常任委員会の際の私たちの副議長が代表質問をして、私も町内会に関しての代表質問をいたしております。のぼりをたくさん準備してもらいました。町内会に入ろうという機運のメッセージは飛んでいると思います。

しかしながら、刻々とその実態は劣化して、今に4分の1、25%とか、そういうところに来るんだらうと思います。この状況下にあって、今やれること、新たな組織をつくるという枠組みにとらわれず、御近所で助け合える機運の醸成のための周知活動や意識啓発など実効のある取り組みをいたしますとお答えいただきました。

これをぜひとも目標として数値化してほしいのです。それが2年以内とかに達成できなかったときには、いよいよもって今私が提案するような一部町費をつぎ込んででも対応するシステムみたいなものを私はつくるべきだと思います。

そして、我が中標津町が行っております根室自然の番人のごみ拾いとか植樹祭とか、多くの若い人たちが、私たちの町の呼びかけに対して応えてくれています。

きっとこの災害時要援護者台帳の対応についても、一生懸命働きかければ応えていただけるのではないかと。当初私はそういう人たちにユニホームがあってもいいのかと思いましたけど、それがなければ腕章でもいい。

とにかくその際、非常時の際に町内会に回って歩いて声かけをして、場合によっては家具をどけたりドアを開けたり、そして、中のお年寄りや障がい者の人たちを助け出していく、そういう仕組みは、今これから年度を決めて実現していくべきではないかと考えますけれども、町長いかがでしょうか。

【答弁：町長】

御質問の回答の中でも申し上げましたとおりですね、災害時の要援護者台帳をつくった

ときの部分でございますけども、必ず助けに行くからねという部分でもなくてですね、登録することによって、どこにどういう方が住んでいるかというのをまずは把握しようというのが第1目的でございます。

その次に、それを町内会で知らせることによってですね、そういった方々がいるんですよっていうのを周知するという目的でございます。

さらにそれが発展して、何かあったときには何とかしましょうねということなんですけども、残念ながら、そこまではいききっていないというのが現状でございます。でも御近所のふだんの付き合いから見れば、隣近所にどういう方がいらっしゃるぐらいのことは十分分かっておりますし、それがですね、組織しなければ何もできないんだというのは、ちょっと考え方としては私自身は納得できないと思います。

当然そういった付き合いをしてるからこそですね、何かあれば当然、第一義的には何とかしようと思うのは、御近所の付き合いでございます。そういう付き合いをしっかりと大切にすることによってですね、有事の際には、お互いが助け合うのではないかとというのは大切だと思います。

もちろん、家が崩れたところに入っていった何かをするというのは非常に危険がつきまといますので、そういった場合は別な対策はもちろん必要かと思っておりますけども、いずれにしても、しっかりとした御近所付き合いができるような体制ですね、町内会に入ってもいなくても関係なく、そういった付き合いができるような体制づくりは、今後とも進めてまいりたいと考えております。以上です。

【再々質問：松村 康弘 議員】

15 番、松村でございます。

町長がおっしゃっていることもよく分かります。片方で今回配られました耐震改修促進計画の中には、明確に例えば全壊が 118 棟とか、そういうのが出ております。

それで今の A 登録 B 登録合わせて 1211 台世帯というのも地図の上にプロットできるし、それからこの 118 軒とかという全壊の可能性、それから耐震施策が施されなければならないのが 1300 戸とか、それもこのデータの中にあられています。それらのものをプロットしていくと、この家は特に危ないんだということはかなりよく分かる。

そして、私も実際、うちの町内会の中で見てみますと、すごく年数の経った柱のふやけている借家、そこに公営住宅に住まわれないで住んでいらっしゃる高齢の方はいらっしゃいます。そういう方々が、今町長は家が潰れたらとおっしゃいましたけど、実際にこの震度、これだけの大きさの地震が来たときに 118 戸潰れれば、公助はなかなかすぐには機能

しない。どうしても共助の中で今町長がおっしゃったように、それらのものを対応していく力が町内会に求められるんだと思います。

でも、その町内会ではこ入れをしてやらないと、このままではその能力をどんどんどんどん失っていくのではないかという危惧のもとに、このような質問をいたしております。

今は今町長のおっしゃるとおりでも結構でございます。

しかし、この状況がさらに進んでいったときには、もう一步踏み込んだ対応が必要ではないかと考えますけれども、町長この点いかがでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

町内会の入る入らないっていう部分に関しましては、町内会の活動そのものにやはり魅力がないといえますか、必要性がないというふうに感じになっている方がいらっしゃるかと思います。

ちょっと一例で申し訳ないんですけれども、私の兄が札幌におりまして、町内会の組織率が非常に高いんだそうでございます。何かといいますと、札幌市は除雪をするのに周り近所でやらないと1人では当然できないようになってしまっているという、そういった何かが必要があるというのが、入っていないと困るんだという逆にそれがあるもんだから入っているんだという言い方がありまして、中標津町の場合は割とそういうのは少ないんだらうなという気がしておるところでございます。

入っていないから隣近所の付き合いがないかという、そうではないというふうに私は思っております、ですからそういった部分のですね、近所付き合いというのは非常に大切だというのはもちろん分かっておりますので、それと町内会活動がイコールかという私はそうではないと思っておりますので、倒壊したその家の例が出ておりますが、それは場合によってはやはり隣近所で救助できる場合もあるかもしれませんし、できない場合もあるかもしれない。

それはケースバイケースによって発生の度合いが当然違うと思いますので、今申し上げました118棟の危険家屋というのは、どういったところに分布しているのか、そこにどうの方が住んでらっしゃるのかというのは、ちょっと把握はしておりませんが、そういったことも含めてしっかりと把握した上でですね、どういう対応が必要なのかというのは、今後もしっかり検討してまいりたいと考えております。以上です。

令和 8 年 6 月 定例会 一般質問

通告 7

質問 格子状防風林をシティプロモーションの戦略に

答弁 ブランディングの一部として参考にしていきます

9 番 まつの みやこ 松野 美哉子 議員

【質問：松野 美哉子 議員】

9 番、松野美哉子でございます。

今回は格子状防風林をシティプロモーションの戦略にということでお伺いいたします。

我が町には世界遺産も日本遺産ありませんが、北海道遺産の宇宙から見える格子状防風林という全国的にも大変希少な景観があります。

この格子状防風林は単なる景観ではなく、道東の厳しい風雪から農地や人々の暮らしや命などを守るために、先人たちが長い年月をかけて築き上げてきた開拓の歴史そのものでもあります。

この地域の物語でもある格子状防風林を見る景観としてだけではなく、伝える景観として、もっと積極的に活用できないかと考えるものです。

中標津らしさを視覚的に発信し、地域ブランドの向上や観光PRにつなげていくことができるのではないのでしょうか。

そこで格子状防風林が持つ歴史や物語性、さらには道東の自然や野生動物の魅力をも生かした、当町のブランドイメージを内外に発信することとして、大きな効果が期待できると思われませんが、宇宙から見える格子状防風林を活用した地域のブランド力の向上を、町長はどのようにお考えになりますか。御見解をお聞かせください。

【答弁：経済部長】

松野議員御質問の格子状防風林をシティプロモーションの戦略について、御答弁申し上げます。

格子状防風林は明治以降の開拓区画を基礎に形成され、その役割や雄大な景観が評価され、平成 12 年に次世代へ引継ぎたい北海道の大切な宝物として北海道遺産、根釧台地の



格子状防風林として選定されました。中標津町のみならず別海町、標津町、標茶町にまたがって広がり、スペースシャトルからも撮影されたとおり、そのスケールは世界的にも稀有で、北海道ならではの雄大な景観として存在しております。

こうした資産については、開陽台展望館での動画放映や模型展示などによる観光資源として活用するだけでなく、ナカシベツ大学や小学生を対象とした景観学習を実施するなど、教育を通じて地域の宝物としての意識醸成に努めております。

また、東北北海道の位置を視覚的に伝える手段として、様々な場面でグーグルマップやグーグルアースなどを活用し、宇宙からの視点で情報発信を行っており、先に述べたとおり格子状防風林は複数の自治体をまたがることから、道外や海外で中標津町を紹介する際など、より広域的な視点が必要な場面で効果的に活用しております。

議員御質問の格子状防風林を活用した地域ブランド力の向上につきましては、格子状防風林は北海道遺産に選定されている貴重な景観であると同時に、厳しい風雪から農地と暮らしを守ってきた先人の知恵と労苦の結晶であることから、その歴史的価値と物語性、さらには東北北海道の自然・野生生物の魅力を重ね合わせて、伝える景観として発信していくことは、地域ブランドの一つとして、観光・交流促進に大きな効果が期待できるものと認識しております。

格子状防風林をこれからも守りながら伝えるために、観光で訪れた方だけではなく、この町で暮らしている方とも、この雄大な景観の価値を共有し、引き続き本町の魅力向上につなげてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：松野 美哉子 議員】

ただいまの答弁の中にスケールは世界的にも稀有で、北海道ならではの雄大な景観とおっしゃってございました。小学生の景観学習でも、地域の宝として教育の中で意識の醸成に努められていることも承知しております。

また、道内や海外で中標津町を紹介し効果的に活用されてきたことも大事なことでありますが、そのことは格子状防風林そのものを見る景観、守りながら伝える雄大な景観の価値の共有としてあるものを、あるがままに伝えるにすぎません。

私はそこからさらに広げ深めた取り組みを考えておりました。そこが大切であると思っております。

宇宙からも見える格子状防風林をキャッチコピーとして掲げ、その景観をデザイン化をして、ふるさと納税返礼品の梱包のための包装紙や紙袋、お土産品のパッケージのデザインとして推奨する。

また、デザイン化は格子状防風林を学んだ小学生らにも参加してもらい、自分たちのまちの魅力が描かれ、日本中、いえ、世界中に広がるのではという夢やデザインから、町を離れた若者たちが、我がふるさと中標津を語ることができ、誇りや愛着を生むきっかけとなり、いわゆるシビックプライドの醸成にもつながる可能性があると考えました。

さらに町長や職員、私たち議員の名刺への活用も考えられ、ファーストコンタクトの話題づくりにもなり、当町の知名度やブランド価値を高める期待が大いにある。

宇宙からも見える格子状防風林のキャッチコピーと、格子状防風林のデザイン化をシティプロモーションの戦略として考えますが、このことについての町長の御見解をお聞かせください。

【答弁：経済部長】

ただいまの松野議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

シティプロモーションの目的の中にですね、交流人口・関係人口の拡大っていうものと、定住・移住者の促進という外向きの部分と、まさに先ほどおっしゃってありました地域への愛着、シビックプライドの醸成と、そういうところが大切だということで、私たちもシビックプライド、地域の人たちが住んでいるところの人たちに対しての意識の醸成、そういったところを強めるためにもですね、子どもたちの景観学習ですとか、ナカシベツ大学というところに視点を置いて、まさにこのブランド化というかブランディング、地域の強みというところをですね、一生懸命PRしていると。

できれば、格子状防風林が格子状防風林といえはこの町だというような感じになれば最高なんですけれども、まさにこのブランディングというところは難しいところでございまして、そのブランディングの中の一つとして、ただいま松野議員が格子状防風林を挙げていただいているのだと考えますが、そのためには、やはりそこに住む地域住民の愛着度の醸成というところが非常に大切だというふうに考えているところでございます。

御提案のほうの名刺ですとか包装紙ですとか、できることできないことあると思いますが、そういった部分もですね、各部局との協議っていうのは非常に必要でございまして、可能な範囲内で参考にさせていただければというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

【松野 美哉子 議員】

ただいまの御答弁の中にも入っていたのは、町内に住んでる子どもたちというような、今の地域にいる住民とかそういう方に関して、ナカシベツ大学についてもそうなんですけ

れども、ということでした。

私が今まで子ども4人いるんですけども、道外、本州のほうに行っていて言われたのは、中標津って読んでもらえないと。中標津、なかひょうつ、よく耳にすると思うんですけども、なかひょうつって読まれるってということとか、中標津ってどこにあるのっていうのを説明するときに、知床半島の根っこのちょっと内側の場所みたいな感じの言い方で伝えるしかできなかったみたいな、あとは若いからいろいろそれこそグーグルマップで調べたり見せたりとかっていうのはあるんでしょうけども、それを実際今町長がトップセールスで外国にいらしたときに、宇宙から見える日本、それでどっどっ入って行って北海道があって道東に入って中標津に詰め込んでいくっていう、そういうような形の映像を見せているってことを伺ったんですけども、そういうことも、多分、ホームページを見れば出てくるんですけども、一般の町民はそれを目にすることってそんなにないんですよ多分。特に高齢者になるとなおさらのことなんですけど、それをさらに例えば包装紙であるとか、紙袋であるとか、そういうところにQRコードでその動画を見れるようにQRコードをつけておくとか、そういうことをすると、QRコードを読み込むことはどうにかできると思うので、そういうような形ででも、町民にもそれから道外に出ていった子どもたちにも、それがすぐ北海道のここなんだよっていうのがね、数秒で分かってもらえるっていう動画の配信のためにも、広げるためのそういう包装紙であるとか、そういうものがあるといいなという思いが大きかったので、御提案、それから今、研究していただければいいなと思います。

そうですね、道外に出て行った子どもたちも含めて考えていただければいいかなと思います。お土産とかね、そういうのに使われたり、さっき言った大事なふるさと納税の返礼品の外側に中標津が描かれてるっていうのは、とても面白いのではないかと思いますので、その辺も部局が違ったり例えば観光協会の仕事であったりとか、そういうこともあるかとは思いますが、ぜひ観光協会にも事務局次長として町職員が出向していますから、そういう方からの提案として、観光協会にもどんどん一緒に活動ができるようにお話しして続けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

令和 8 年 6 月 定例会 一般質問

通告 8

質問 子どもの主体的な学びと地域の担い手育成につながる「ラー ケーション」の研究を

3 番 くりす ようすけ 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

3 番、栗栖陽介です。子どもの主体的な学びと地域の担い手育成につながるラーケーションの研究をについて質問いたします。

近年、愛知県を発端として、ラーケーションという仕組みが全国に広がりつつあります。これは学びと休暇を組合せた造語で、子どもが保護者等とともに平日に校外で体験や探究の学び・活動を自ら考え企画し実行するもので、校外での自主的な学習活動であり、登校しなくても欠席扱いとならない仕組みです。

私はこの仕組みが、本町の子どもたちにとって大きな可能性を持つものと考えます。私がこの仕組みに最も価値を感じておりますのは、子ども自身が計画を立てるところから始まるという点であります。与えられた学びではなく、子どもが自ら計画し実行し振り返る主体性こそが、これからの時代に求められる学ぶ力につながると考えるのであります。

そして、その学びを確かとするものが体験を振り返るレポートの提出で、体験したことを自分の言葉でまとめることは、見聞きした事柄を整理し思考力や表現力を育てる学びの総仕上げとなります。

さらにそのレポートを学級で共有しレポートという成果が残ることで、これは単なる旅行や遊びではなく、確かな学びであったと、学校・家庭・地域の誰の目にも明らかになるものであります。

その上で、この仕組みの意義は本町にとって大きく 2 つあると考えます。

一つは、本町ならではの開陽台の眺望や根釧台地の開拓史という教室だけでは決して得られない、生きた学びの宝庫があるということです。

子どもが幼い頃から地域の基幹産業に親しみ、その仕事の誇りに触れておくことは、本町が抱える酪農や農業の後継者・担い手の確保という課題に対し、担い手を地元から育て



る入り口という確かな意味を持つものと考えます。

もう一つは、本町を離れての学びで、例えば本州には千数百年の歴史を刻む神社仏閣や史跡が数多くあります。子どもが自ら計画を立て、実際にその場に立って悠久の歴史などに触れることは、またとない機会になります。こうした遠方での体験はとりわけ得難いもので、ラーケーションはその貴重な後押しとなります。

以上を踏まえ、本町にふさわしいラーケーションの在り方について2点質問いたします。

質問 学校外での「子どもが主体となる学び」の教育的価値を

答弁 即時導入は考えていません

【質問：栗栖 陽介 議員】

学校での子どもが主体となる学びの教育的価値をについてお伺いします。

子ども自身が学ぶ場所と内容を計画し、酪農の搾乳や哺育、畑作や漁業を体験すること、あるいは本州の神社仏閣や史跡に触れて日本の歴史を学ぶなど、教室の外には本町ならではの学びと遠方でしか得られない学びの双方があると考えます。

こうした子どもが自ら考え実行する学校外での体験的な学びの教育的価値について、教育長のお考えをお伺いします。

【答弁：教育長】

栗栖議員御質問の子どもの主体的な学びと地域の担い手育成につながるラーケーションの研究をの1点目、学校外での子どもが主体となる学びの教育的価値をについて御答弁申し上げます。

子どもが自ら学びの目的と方法を考え、学校外で多様な体験を通して学びを深めることについては、本町としても主体的・対話的で深い学びを柱として子ども主体の授業づくりを進めており、持続可能な社会の創り手の育成という観点からも、議員御提案の趣旨は大変意義のあるものと認識しております。また、地域の産業や歴史に触れる学びは、教科学習を生活や地域社会と結びつける点で教育的価値のあるものと考えます。

一方で、ラーケーションを制度として取り入れることについては、現時点では慎重な立場であります。家庭の就労形態や経済状況等により体験機会の格差を助長する懸念に加え、教育課程との整合、出欠認定の在り方など整理が必要と考えており、さらには計画確認や事前事後の学習支援、振り返りの評価等で教職員の新たな業務負担といった観点からも、慎重な検討が必要と考えております。

広義には大人の働き方改革や地域経済の活性化といった観点で、有用性があることは理解しておりますが、教育的立場からは現時点で即時導入は考えておりません。

なお、現状でも家族旅行等で平日に欠席する児童生徒も一定数いることや、保護者の就労事情により平日にしか休みがとりにくい御家庭があることも承知しております。

そういった中、学校では成績評価等において学習の到達度に基づく評価を徹底し、欠席数のみをもって不利益が生じないように配慮しているところです。

ラーケーションの制度導入そのものについては、全国的・全道的な議論や先行事例の検証を注視しつつ、教育的観点、機会の公平性、教職員の業務負担等を総合的に踏まえ、慎重に検討してまいります。

今後も議員御提案の趣旨を踏まえ、子どもたちの主体性を伸ばし、地域の担い手を育む学びの環境整備に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 学びの質の担保と学習の影響への対応を

答弁 ラーケーション制度導入は慎重な検討が必要と考えます

【質問：栗栖 陽介 議員】

3 番、栗栖陽介です。学びの質の担保と学習の影響への対応をについてお伺いします。

私は事前の計画と事後のレポート提出を組合せることで、単なるレジャー化を防ぎ、むしろ学びを深めることができると考えます。

また、年に数日程度であれば、事前の届出に基づく学校の備えや家庭での補完によって、学習への影響は十分に対応できるものと考えます。

学びの質を担保する工夫と、授業を離れることによる学習への影響をどう捉えるか、教育長のお考えを伺います。

【答弁：教育長】

栗栖議員御質問の2点目、学びの質の担保と学習の影響への対応をについて御答弁申し上げます。

ラーケーションは、子どもたちが自ら学びを設計し地域資源に触れることで、主体性や探求心を育むという点で教育的意義があるものと考えております。

議員御提案のとおり、事前の計画づくりとレポート提出は活動のレジャー化を防ぎ、学びを可視化する上で有効な手段であると理解しております。

一方で、学校教育においては教室での授業の連続性と学級集団の相互作用の中で深まる

学びがあり、特に系統性の高い教科では日々の積み重ねが理解の定着に直結するといったこともございます。また、行事や協働的な学習を通じて育まれる社会性や協働性の観点からも、授業を離れることによる影響が全くないとは言えません。

本町の学校では、現在も欠席理由の如何に関わらず、補充学習や課題配付等により学習保障を図っております。

仮にラーケーション制度を導入した場合でも、学びの質を担保する工夫といたしましては同様の対応になるかと思いますが、計画確認や振り返りの評価等による教職員のさらなる業務負担が懸念されます。また、家庭の役割としましても、毎日の基礎学習の確保、レポートの整理等の補完において、理解と協力が不可欠になってくるものと考えております。

以上のことを踏まえ、学びの質の担保と学習への影響の両面からラーケーション制度の導入については、条件整備と影響の検証を前提に慎重に検討していく必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月定例会一般質問

通告 9

質問 職員の定着促進と働きたい職場づくりを

13番 佐野 弥奈美 議員

【質問：佐野 弥奈美 議員】

13番、佐野弥奈美です。職員の定着促進と働きたい職場づくりについて伺います。

近年、多くの自治体において職員採用が大きな課題となっております。少子化による生産年齢人口の減少や民間企業との人材獲得競争の激化により、自治体を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。



しかし、人材確保は単に採用人数を増やせば解決する問題ではありません。採用した職員が成長し、能力を発揮しながら働き続けられる環境を整えることが持続可能な行政運営につながるものと考えます。

私は自治体の最大の財産は人であり、人材確保だけではなく、人材育成と人材定着を一体的に進めることが重要であると考えています。

また、近年の若い世代は働き方だけではなく、成長機会や仕事へのやりがいを重視する傾向があります。そのため職員が成長を実感し、自らの意見や提案を発信しながら活躍できる組織づくりが、結果として住民サービスの向上にもつながるのではないのでしょうか。

さらに限られた人員の中で行政課題に対応するために、DXによる業務効率化や職員が安心して働ける環境整備も欠かせません。

そこで本町における働きたいと思える職場づくりについて3点質問をさせていただきます。

質問 若手職員定着と中途退職防止及び人材育成の取り組み状況は 答弁 自己の能力を最大限に発揮できる職場環境の整備に努めます

【質問：佐野 弥奈美 議員】

まず1点目です。若手職員の定着と中途退職防止、人材育成の取り組み状況について伺

います。

せっかく採用した職員が数年で退職してしまえば、採用や育成に要した時間や費用だけではなく、職場で培われた経験や知識も失われることになります。

そこで本町における若手職員及び採用後数年以内の中途退職者について、どのような傾向を把握しているのか伺います。

また、退職理由についてどのような分析を行い、人材定着施策に生かしているのか伺います。

本町では、メンター制度や研修制度、資格取得制度など、人材育成に取り組まれておりますが、これらの取り組みについて、どのような成果や課題を把握しているのか伺います。

【答弁：総務部長】

佐野議員御質問の職員の定着促進と働きたい職場づくりをにつぎまして御答弁申し上げます。

官民間問わず離職者が多くなっている中、本町におきましても若手職員の退職が増加傾向にある現状に強い危機感を持っております。

地方公務員の離職率は民間企業の半分以上と低い状況にあるものの、総務省発表の直近の調査状況によりますと、令和6年度の地方公務員における自己都合退職者は前年度比4%の増加と、厳しさを増しているところでございます。

その上で、1点目の御質問、若手職員定着と中途退職防止及び人材育成の取り組み状況はについてでございますが、本町における若手職員の退職状況といたしまして、特に民間企業等での勤務経験を経て入庁した社会人採用職員の退職が多くなっております。

主に2つの傾向があるものと分析しております。一つ目は前職での経験や役場の業務を通じて培った実務経験を生かし新たなキャリアを目指すケース、2つ目は入庁後に実際の職務に就く中で、当初抱いていた職務イメージとのギャップを感じた結果、再び転職を検討するケースでございます。

いずれも近年の流動的な雇用情勢やキャリア観の変化を反映したものと受け止めておりますが、多様な経験を持つ人材の流出は大きな課題であると認識しております。

こういった現状を踏まえ、人材定着に向けた具体的な取り組みといたしましては、まず、職員個人が関心や興味を持つ業務分野や内容を把握し個々の適性に応じた配置を目指すため、人事異動希望調査を令和7年度人事から実施しており、一定の成果につながっているものと考えております。

また、メンター制度を導入し、若手職員の心理的な不安や孤立感を解消する支援を行う

とともに、e-ラーニング研修の導入により自発的なスキルアップの機会を提供しております。

特に新規採用職員をはじめとする人事異動対象職員に対しては、事前に配属先業務に関する研修機会を提供することで、不安の解消と着任後のギャップ緩和を図っております。

加えて資格助成制度の運用を通じて専門知識の習得を後押しするなど、職員のモチベーション向上やキャリア開発を支援する体制の構築を目指しております。

これらの取り組みを中心に、職員が成長機会を実感しやりがいを高め、自己の能力を最大限に発揮できる職場環境の整備に向けて、引き続き努めてまいります。

【再質問：佐野 弥奈美 議員】

13 番、佐野弥奈美です。再質問させていただきます。

様々な取り組みを進めていることは理解いたしましたし、人事異動希望調査やメンター制度、e-ラーニング研修、資格取得支援など、人材育成や定着促進に向けた前向きな取り組みであると評価しておりますが、一方で重要なのは、制度を整えることだけではなく、それらが実際にどのような成果につながっているかという点であると考えております。

これらの取り組みについて、職員の定着率向上や離職防止にどのような効果があったと分析されているのか、また、今後どのような方法で効果検証を行っていく考えか、ちょっと教えていただければと思います。

【答弁：総務部長】

佐野議員の再質問にお答えいたします。

成果についてどのようにという話でございますけれども、まず人事異動の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては令和7年度から実施しております。

その中で4割程度の方からの異動を反映できましたことは、一定の成果につながっていると考えております。

その他、メンター制度でございますけれども、メンター制度、こちらも令和7年度から実施しておりまして、それでおおむねメンター、メンティのほうから7年度実施後に話を聞いた中では、おおむねこちらの制度については良好というふうな話を伺っております。

今後におきましても引き続きですね、これらを踏まえた中で、よりよい職場の環境づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

【再々質問：佐野 弥奈美 議員】

13 番、佐野弥奈美でございます。再々質問させていただきます。

人材確保だけで、今までもいろいろ、これからもさらに充実していくとは思いますが、人材確保だけではなくて、先ほども言いました人材育成と人材定着を一体的に進めることが重要というふうに考えておまして、例えば若手職員の定着などとか研修も必要ですけれども、自らの意見や提案が組織の中で受け止められていると感じられることも重要ではないかなと思っています。

職員が提案した提言や意見を、前例がないですとか、もう決まったことだとか、そういった否定から始まると、次に結局何か意見ないかとか、こういったどういった案が必要だって言われたときに、どうせ批判されるから、否定されるからという理由で物を言わなくなってしまう。そういったことが続くと、行政の進むべき道がだんだん凝り固まったものになってきて、住民サービスに対しても柔軟な考えができなくなってくるのではないかなと考えております。また、これが退職理由にもつながってくるというような可能性は否めないと思います。

これから、さらに働きたい環境を目指していくというような形でお答えはいただきましたけれども、改めて意見や提案を発信しながら成長できる組織づくりについて、どのように進めていくかだけ教えていただければと思います。

【答弁：総務部長】

まず、職員提案、内部的に上司のほうとの意見、ディスカッションした中でどのように政策に反映していくかという観点でございますけれども、それは日々の中です、風通しのよい職場環境、言いやすい環境をつくるというのは当たり前でございます。

その中でどういうふうにしていくかというのは、いろいろその部署、その人それぞれの対応によるかと思っておりますけれども、そういうことも含めて風通しのよい職場環境にしていきたいというふうに思っております。

あと働きたい視点については、特に最近で言いますと、社会人の採用者が特に増えてきている反面です、過去5年間、大体半数の者が退職している実態がございます。その中でそういうギャップ観をですね、いかに解消するかということも重要だとは認識しております。

その中で昨年度、令和7年度からインターンシップ制度というものを導入して動いております。昨年でいきますと1名の方がそれを利用した中で中標津町にインターンシップとしてきております。

そのほかですね、先ほども言いましたけれども研修制度を通じた中で、もちろん新規採用だけにとどまらず、異動者についても研修制度、このような研修がありますよということで周知した中で、スキルアップのほうに向上に努めておりますので、それを含めましてよりよい働き方を進めるよう、これからも徹底していきたいと思いますので、御理解のほう、よろしくお願いいたします。

質問 働き方改革と業務効率化の推進を

答弁 事務に集中できる環境づくりを目指し取り組みます

【質問：佐野 弥奈美 議員】

13 番、佐野弥奈美です。2 点目、働き方改革と業務効率化の推進をということで質問させていただきます。

限られた職員数の中で、多様化する行政課題や住民ニーズに対応していくためには、業務の効率化と生産性向上が重要であると考えます。そのためには、D X の推進や業務改善によって、職員が本来注力すべき業務に力を注げる環境づくりが必要です。

A I の活用や電子決裁、ペーパーレス化、文書管理システムなど、業務効率化に向けた取り組みをどのように進めているのか伺います。

また、業務の属人化解消や情報共有の推進について、どのように取り組んでいるのか伺います。

【答弁：総務部長】

佐野議員御質問の 2 点目、働き方改革と業務効率化の推進をにつきまして御答弁申し上げます。

行政課題の複雑化及び多様化への対応等により職員の負担が増加している中で、効率的・効果的な行政運営を実現するための職場環境づくりは重要な課題でございます。

これまでも D X による課題解決を目指し、各種業務のシステム化や A I 等を活用した業務効率化を図ってまいりましたが、今年度におきましては新たに電子決裁システムの導入を予定しており、さらなる業務改善を進めていく考えでございます。あわせて文書管理システムを導入し電子決裁後の文書データ保管に加え、これまで紙ベースで保管されていた行政文書をデータ化してシステム管理することで、執務スペースの有効活用など物理的な環境整備にも取り組んでまいります。

また、これらのシステムの導入効果をさらに高めるため、現在、管理職を対象に先行導

入しているL G W A N無線対応のノート型シンクライアントパソコンにつきましても、できるだけ早期に配置を拡充し、より効率的な業務環境を整えたいと考えております。

加えて、限られた勤務時間を有効に使い職員の負担軽減を図る観点から、昨年12月定例会において、武田議員より一般質問にて御提言をいただきました窓口時間の短縮につきましても調査研究を進めており、現在、本町における来庁者のピーク時間帯等の実態を具体的に把握するため、役場庁舎内において2回目の実態調査を実施しているところです。

引き続きD Xを推進するとともに属人化の解消を図り、町民の皆様の利便性向上と行政の効率化とのバランスを保ちながら、職員が事務に集中できる環境づくりを目指して取り組んでまいります。

【再質問：佐野 弥奈美 議員】

13番、佐野弥奈美です。再質問させていただきます。

D X推進に向けた様々な取り組みについては理解いたしました。しかし、システム導入そのものが目的ではなく、職員の事務負担軽減や業務効率化につながるということが重要であると考えます。

現在導入している各種システムについて業務時間の削減や事務負担軽減などの効果をどのように把握されているのか。また、D X推進においては、現場で業務に関わる職員の気づきや提案が重要であると考えますが、業務改善やD X推進に関する職員からの提案や意見をどのように把握し施策へ反映しているのか伺います。

【答弁：総務部長】

佐野議員からの再質問について御答弁申し上げます。

D Xの推進につきましても具体的に、かれこれもう数年経ちますけれども、どれぐらいの勤務時間、どうなるかというのは実際には測量するのは大変難しいかなというふうには考えております。

その中でやっぱりD X、先ほども申し上げましたけれども、文書管理システム、こちらもちろん導入することが目的ではなくて、それで生まれた時間について、職員が施策に検討できる時間に持っていくというのが重要なかなというふうに思っています。

そのほかもちろん、その取り組みによりまして職員の業務負担だけにとどまらず、もちろん町民の利便性向上と行政の効率化に伴う最適なバランスを保つということが十分必要だというふうには考えております。

先ほど言った職員の提案につきましても、どのようなというのは大変難しい部分がございます。

いますので、そちら一つ目の質問にありましたとおり、職場内でどのような日頃から上司部下とディスカッションした中で、よりよい風通しのいい職場環境に、それぞれ取り組んでいきたいなというふうには考えてございますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

質問 住民対応における職員を守る体制整備を

答弁 安心して働き続けられる職場環境構築に努めてまいります

【質問：佐野 弥奈美 議員】

3点目、住民対応における職員を守る体制整備について質問いたします。

住民サービスの向上を図るためには、職員が安心して働ける環境整備も重要であると考えます。近年、長時間の苦情対応や過度な要求など、いわゆるカスタマーハラスメントが社会問題となっております。

住民サービスの向上は重要であります、その一方で職員の心身の健康や働く環境も守られなければなりません。

本町でも様々な対応策などの取り組みを進めていると承知しておりますが、職員が安心して業務に取り組める環境づくりについて、どのように考えているのかを伺います。

また、住民サービス向上と職員保護をどのように両立していくのか伺います。

【答弁：総務部長】

佐野議員御質問の3点目、住民対応における職員を守る体制整備用をにつきまして御答弁申し上げます。

本町における、これまでのカスタマーハラスメント対策といたしましては、ダイヤルイン移行に合わせて導入した電話機による録音機能の活用や、担当者1人に負担を抱え込ませず、上司が関与するなどの組織的な対応をとってきたところでございます。

そのような中、国におきましては、これまでの総務省通知等による助言や要請に加え、対策強化の動きが加速しており、改正労働施策総合推進法の公布により、本年10月1日から自治体におけるカスハラ防止措置が義務化されるところでございます。

また、人事院におきましても国家公務員への対策として、カスハラ対策に係る人事院規則が新規制定され同日付で施行されます。

本町といたしましても、改正法に基づき組織的な対応方針の明確化に向けて関係規定を整備し、職員が安心して働き続けられる職場環境の構築に努めてまいります。

【再質問：佐野 弥奈美 議員】

13 番、佐野弥奈美です。録音機能の活用ですとか、組織対応、法改正に対応した規定整備を進めていく考えについては理解いたしました。

一方で、制度や規定を整備するだけではなく、実際に対応する職員が安心して相談できる体制が重要であると考えます。

特に若手職員などが1人で抱え込まないための相談体制やフォロー体制について、実際行われているとは思いますが、どのように考えているのか伺います。

また、カスタマーハラスメント対策は、規定整備が目的ではなく職員が安心して働ける環境づくりにつながるということが重要だと思っています。

これは気持ちに余裕があるということは、住民に対してもサービスが向上するっていう部分もありますし、人同士ですから、一つのことに對して言い方次第で、どうにでもなっていく問題っていうふうに考えます。

そうすると、そういった場合の職員が安心して働ける環境づくりという部分で考えれば、そのフォロー対策や何か今後の対策の実効性をどのように検証して、必要な見直しにつなげていくのかをお聞かせいただければと思います。

【答弁：総務部長】

佐野議員の再質問にお答えいたします。

まず、安心して若手職員が働き続けられるということで、先ほど1点目の質問になりますけれども、当町におきましてはメンター制度というのを令和7年度に施行しております。1点目の質問の際にもお答えさせていただきましたけれども、メンター、そしてメンティからおおむね評価されている制度でございます。その中でいろんな話の中で職務に関すること、生活上、やっぱり中標津町のことに對してメンターと相談した中で、いろいろ意見交換が行われて気が楽になったとか、これから前向きに働いていけるとか、そういうような形で意見はいただいているところでございます。

あとはもちろん最終的にはですね、職員が働き続けられるということは、働き続けたいと思ってもらえる職場環境づくりというのが重要というふうに思っております。

このカスハラについてもですね、もちろん制度というか規定を整備するのが目的ではございません。どうやってそれを職員に周知した中で、どのように対応していくかというのが十分必要だというふうにしてございます。

そのほかにですね、カスハラのほかにも内部的にもですね、パワーハラスメントの関係の通報制度というのはございますので、そちらについても、もちろん総務課だったり衛生委

員会だったり、報告するような形をとっておりますので、それらをもちろん年度当初にですね、職員に周知した中でちゃんと何かあった場合は公益通報制度に基づいて通報してくださいと、こういう制度がありますよということは周知してございます。

それでまず全体的な話になりますけれど、1点目から3点目、総体的にですね、どのように職員の負担軽減をした中で働き続けられるかということが重要な部分というふうにしておりますので、先ほど1点目から3点目のいろいろな質問、D Xの関係とかメンター、職員の人材の関係、登用の関係ありますけども、これを組合せた中で、よりよい職場、職員の定着促進に向けた取り組みをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【再々質問：佐野 弥奈美 議員】

13 番、佐野弥奈美です。私も同じように、この3点通じて働きやすいところになっていくのではないかなと思っています。

先ほども言いましたけれども、住民サービスの向上と職員保護は決して相反するものではなくて、職員が安心して働ける環境やそれによって生まれる心の余裕があってこそその質の高い住民サービス、そう思っています。

また、自分の能力を新たに引き出してもらうところを探すために退職するという理由も多い中で、その方々がいろんなところを回って、最終的に中標津町役場はやっぱりよかったなという、今、それこそ若手の方が帰ってこないIターンUターンではないですけど、そういった方が戻ってきてくれて再雇用再就職してくれるっていうのもあるのではないかなと考えています。

今後、職員が安心して働き続けられる職場づくりについて、町長はどのような思いで取り組んでいかれるのか、お聞かせいただければと思います。

【答弁：町長】

御質問にお答え申し上げます。

いろいろ今後ですね、私が今1番危惧しているのは、人口が減少する中で、役場の職員の数だけ同じ数を保つっていうのはちょっと無理だろうなと思っております。その中で例えばA Iの活用でありますとか、D Xの活用をどんどんしなきゃいけない。

しかし、それが職員の負担に変わってしまったら当然いけないことでありますので、そういうのは常に頭の中に入れて作業しなくちゃいけないと思います。

ましてや、先ほどから部長が申し上げているとおりですね、非常に複雑な世の中でござ

いまして、いろんな状況が次から次へと降って湧いてくるのであります。それにしっかりと対応しなきゃいけないという部分から見れば、職員の質をしっかりと高める。そして、職員が過ごしやすく、職場環境をよくするというのは本当に重要な部分でございますので、議員のおっしゃったようなことを心にとめてですね、しっかりとした職員育成に向けてまいりたいと思っております。以上でございます。